

(証券コード 3903)

2023年7月4日

(電子提供措置の開始日2023年7月3日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿四丁目34番7号

株 式 会 社 g u m i

代表取締役社長 川 本 寛 之

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第16回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://gu3.co.jp/ir/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード欄に「gumi」又は「3903」を入力及び検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討の上、4頁の議決権行使のご案内に従って2023年7月25日（火曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の模様についてはご自宅等でもご覧いただけるようにオンライン配信させていただきます。詳細につきましては、「株主様向けライブ配信・事前質問方法のご案内」（7頁）をご参照くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会の議案や当社に関するご質問につきましては、8頁記載の事前質問受付フォームにて受け付けております。

敬 具

記

1. 日 時 2023年7月26日（水曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿 ホール

3. 目的事項 報告事項

1. 第16期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）計算書類
の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

◎株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集にあたっての決定事項

- (1) 株主総会にご出席されない場合には、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができます。具体的な手続き等については、4頁の「議決権行使のご案内」をご高覧の上、それに従って、議決権をご行使ください。
- (2) 書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の期限は、株主総会前日の2023年7月25日（火曜日）の午後7時（19時）までといたします。
- (3) 書面及び電磁的方法（インターネット等）によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (4) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回又はパソコンやスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (5) 書面による議決権行使において、各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書用紙が提出された場合においては、賛成の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。
- (6) 議決権の代理行使を行う場合は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

◎議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置記載事項書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、以下の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書面の一部であります。

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表

議決権行使のご案内

今回の定時株主総会で付議されております議案につきまして、以下のいずれかの方法で議決権の行使を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席
いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です)

日 時 2023年7月26日(水曜日)午前10時(午前9時開場)
場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階ベルサール西新宿 ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面による場合



書面による議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2023年7月25日(火曜日)午後7時(19時)**までに当社に到着するよう折り返しご送付ください。

※ご送付いただきます議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっております、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要しますので、誠に恐縮ではございますが、お早めにご投函くださいますようお願い申し上げます。

■議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

印中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
読み取りソフト
ログインQRコード

見本
印刷

○○○○○○

※議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3、5、6号議案

- ▶賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶反対の場合：「否」の欄に○印

第4号議案

- ▶全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶全員反対の場合：「否」の欄に○印

- ▶一部の候補者を
反対される場合：「賛」の欄に○印の上、反対
される候補者の番号を
ご記入ください。

インターネット
による場合



スマートフォン等により議決権行使書用紙のQRコードを読み取るか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

行使期限 | 2023年7月25日(火曜日)午後7時(19時)

詳細は次頁をご覧ください

■重複行使のお取り扱いについて

書面及び電磁的方法(インターネット等)によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、電磁的方法(インターネット等)によって、複数回又はパソコンやスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。



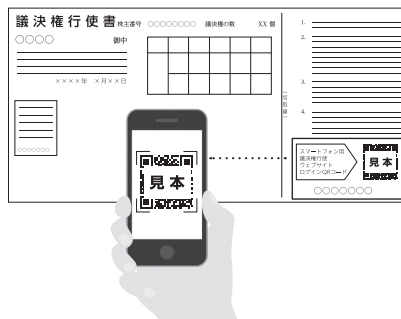
インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

1 議決権行使書用紙右下に記載の QRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブ
の登録商標です。

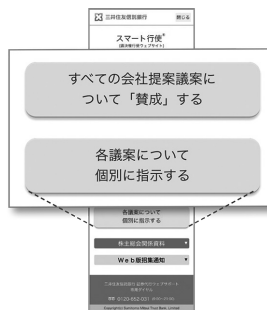


2 以降は画面の案内に従って賛否 をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は
1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お
手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決
権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・
「パスワード」を入力してログイン、再度議決
権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC
向けサイトへ遷移出来ます。



書面及び電磁的方法（インターネット等）によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
また、電磁的方法（インターネット等）によって、複数回又はパソコンやスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

株主様向けライブ配信・事前質問方法のご案内

本総会につきましては、ご出席を見合わせていただいた株主様が株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。

また、本総会に先立ち、インターネットにより事前にご質問をお受けいたしますので、以下のとおりご案内申し上げます。

※ライブ配信並びに事前質問をご利用いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2023年7月26日（水曜日）午前10時から

2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/gumi16>



＜必要事項＞株主番号、郵便番号、保有株式数

(1) 上記のURLをご入力いただくか、上記の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。

(2) 接続されましたら、お手元の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」、及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に「株主番号」「郵便番号」、及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※ご不明点に関しては、下記URLまたは二次元コードより株主様向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

※当日操作に問題が生じた場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。



【お問い合わせ窓口（コインチェック株式会社 Sharely）】

電話番号：03-6416-5287

受付時間：2023年7月26日（水曜日）午前9時から株主総会終了時まで

3. 事前質問の方法

接続先： https://web.sharely.app/e/gumi16/pre_question



＜必要事項＞株主番号、郵便番号、保有株式数

- (1) 上記のURLをご入力いただくか、上記の二次元コードを読み込み、事前質問回答ページにアクセスしてください。
- (2) 接続されましたら、お手元の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」、及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしていただき、本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

[事前質問受付期間]

2023年7月5日（水曜日）午前0時から2023年7月21日（金曜日）午後5時まで

※受付期間終了後にお送りいただいたご質問にはお答えできかねます。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合があります。予めご了承ください。

注意事項

- ・ライブ配信により株主総会の模様をご視聴いただく株主様におかれましては、当日のご質問及び決議にご参加いただくことができません。また、動議を提出することもできません。
- ・議決権の行使につきましては、株主総会参考書類をご検討の上、2023年7月25日（火曜日）午後7時までに書面又はインターネット等による事前行使をお願いいたします。
- ・ライブ配信により株主総会の模様をご視聴いただく株主様が、ご質問を希望される場合には、インターネットによる事前質問をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグが発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってインターネットによるライブ配信のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・ライブ配信当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトまたは二次元コードよりご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>



事 業 報 告

(2022年5月1日から
2023年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和と経済活動の正常化が進んだことにより、景気回復の兆しが見受けられました。一方、ウクライナ情勢の長期化や急速な円安に伴う物価の上昇等、景気の先行きについては依然不透明な状況が続いております。

当社グループが属する業界におきましては、モバイルオンラインゲーム市場においては、角川アスキー総合研究所の「ファミ通モバイルゲーム白書2023」によると、2022年のスマートフォンゲーム市場は、国内は1兆2,129億円、グローバルは8兆9,146億円と、市場は成熟期にあるものの引き続き安定的に推移をしております。

また、メタバース市場、特にブロックチェーン市場におきましては、Precedence Research, Blockchain Technology Market が2022年に発表した報告によると、2025年にはブロックチェーン市場が全世界で697億米ドルまで拡大すると予測されております。

このような経済環境の中、当連結会計年度の売上高は16,009,705千円（前連結会計年度比15.5%減）となりました。また、営業利益は447,184千円（前連結会計年度は2,262,168千円の営業損失）、経常損失は19,048千円（前連結会計年度は3,890,047千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は445,933千円（前連結会計年度は6,273,694千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より報告セグメントの見直しを行い、「XR事業（VR、AR、MR等）」と「ブロックチェーン事業」を「メタバース事業」として再整理したため、前年同期比較は報告セグメント見直し後の数値に組み替えて記載しております。

① モバイルオンラインゲーム事業

売上高に関しては、前連結会計年度に配信を開始した複数タイトルの売上寄与があったものの、その他主力タイトルにおいて配信期間の経過により売上が減少したことに加え、当連結会計年度に配信を予定していた新規タイトル「アスタータタリクス」の配信が延期したことに伴い、前年同期比で減収となりました。

営業利益に関しては、開発・運用体制の適正化による人件費及び外注費の減少、費用対効果を重視したプロモーションの実施による広告費の減少に加え、複数の受託タイトルを開発ポートフォリオに組み入れる等の様々な取り組みが奏功し、前年同期比で増益となりました。

この結果、売上高は15,471,651千円（前連結会計年度比17.5%減）、営業利益は735,392千円（前連結会計年度は2,261,572千円の営業損失）となりました。

② メタバース事業（ブロックチェーン及びXR等）

メタバース事業に関しては、当該事業を取り巻く法令及び行政の対応等を踏まえつつ、特にブロックチェーン領域において、コンテンツ開発、ファンド出資、ノード運営への取り組みを強化し、早期の収益化を目指しております。

当連結会計年度においては、複数の有力チェーンにおけるノード運営及びブロックチェーンコンテンツの開発・提供にかかる売上寄与等により、前年同期比で増収となりました。

営業利益に関しては、将来の収益基盤の構築を図るべくブロックチェーンゲーム開発への投資を強化したこと等により、前年同期比で減益となりました。

この結果、売上高は538,053千円（前連結会計年度比178.2%増）、営業損失は288,208千円（前連結会計年度は595千円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

2023年1月11日に第三者割当による新株式を発行し、これにより7,005,906千円の資金調達を行いました。

(4) 重要な組織再編等の状況

2023年5月1日付で当社及び当社の連結子会社である株式会社gumi X Realityにおける株式管理事業の一部を、吸収分割の方法により、2023年3月15日設立の株式会社gC Labsに対し承継させることを、2023年3月10日開催の取締役会にて決議いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループが属する業界においては、モバイルオンラインゲーム市場は引き続き大きなマーケットを誇るものの、国内市場、海外市場ともに成熟期をむかえている状況であり、今後は一層の経営資源の選択と集中を図りつつ、安定的に収益を創出できる基盤を構築することが必要であると考えています。

一方、メタバース市場は今後急拡大することが予測されており、特に成長著しいブロックチェーン領域に積極的に経営資源を投下することで、新たな収益の柱として確立させていく必要があると考えています。

また、今後の規模拡大に伴い、コーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。

以上を踏まえ、当社グループとしましては、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

① ゲームのポートフォリオ最適化

当社グループは、モバイルオンラインゲーム及びブロックチェーンゲームの開発において、それぞれの事業環境を踏まえた適切な事業展開を図る必要があると考えております。

モバイルオンラインゲームの開発にあたっては、競争が激化している環境下において、リスクとリターンのバランスを踏まえた最適なポートフォリオの構築が必要不可欠であると考えております。そのため、今後は他社有力IPを用いた新規タイトルの開発を中心とし、オリジナルタイトルについてはこれまで以上にタイトルを厳選のうえ、協業や製作委員会等の事業スキームも活用することで、リスクを分散できる体制を構築してまいります。加えて、開発受託案件の獲得も推進するなど様々な取り組みを通じ、事業の安定的な成長に向けて取り組んでまいります。

一方、ブロックチェーンゲームの開発にあたっては、将来の市場成長を見据え積極的に経営資源を投下していく必要があると考えております。そのため、モバイルオンラインゲームの開発で培った豊富な経験やナレッジを活用した自社での開発に加え、出資や協業、共同開発等を戦略的に実行することで、有力なブロックチェーン企業との友好的パートナーシップを構築しつつ、ブロックチェーンゲームならではの最適な型を早期に見出すことで、ヒットタイトルの量産を目指してまいります。

② 海外市場への展開

当社グループは、これまでに複数のゲームコンテンツを海外展開してきたノウハウを最大限活用し、収益力の強化を図ることが重要な課題であると考えております。これまで、自社開発の有力ゲームの海外展開を中心として取り組んでおりましたが、今後は他社の有力ゲームの海外展開等も推進することで、収益軸の拡大を目指し取り組んでまいります。

③ コンテンツに依存しない収益基盤の拡大

当社グループは、現在ゲームコンテンツの配信による売上が収益の大半を占めておりますが、今後の経営基盤の安定を図るためには、ボラティリティの低い事業を着実に成長させ、確固たる収益基盤として確立していく必要があると考えております。そのため、特にブロックチェーン領域にて、市場黎明期からの参入により獲得した多様なノウハウやネットワークを活用した、様々な事業やサービスを展開していく事で、コンテンツに依存しない収益基盤の更なる拡大を図ってまいります。

④ コーポレートブランドの強化

当社グループのビジョン実現のためには、継続的にユーザーから支持されるサービスを提供していくことに加え、多くのユーザーに愛着を持っていただける会社となることが必要不可欠であると考えております。そのため、ステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動を推進していくことで、当社グループのコーポレートブランドの向上を図ってまいります。

⑤ ユーザー獲得の強化

当社グループは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な課題であると考えております。当社グループでは、テレビ、インターネット等の媒体を含む各種メディアへの広告出稿及びイベント等を通じたユーザー獲得施策を継続的に実施しておりますが、過大な広告出稿はユーザー獲得単価の高騰につながると考えております。従って、当社グループではゲームコンテンツ毎の広告出稿に関する費用対効果を分析、把握した上で、今後も積極的かつ効果的な手法による広告出稿を実施し、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

⑥ システム技術・インフラの強化

当社グループが提供するゲームコンテンツは、スマートフォン・タブレット端末等を通じインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及びスマートフォン・タブレット端末の技術革新への適切な対応が重要な課題であると考えております。従って、当社グループではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じて他社が提供するサービスを利用しながら、技術革新にも迅速に対応できる開発体制作りにも努めてまいります。

⑦ 優秀な人材の確保

当社グループは、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると考えております。そのため、積極的な採用活動を通じて、当社グループの企業風土に合った国内・海外の人材の採用・登用に努めるとともに、従業員の勤続年数等の段階に応じた教育プログラムを体系的に実施することにより、各人のスキル向上を図ってまいります。

⑧ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、事業拡大に応じた「業務の適正を確保するための体制」の強化を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑨ 消費者の安全性の確保

当社グループは、モバイルオンラインゲーム領域、ブロックチェーン領域及びXR領域（VR、AR、MR等）をとりまく環境が大きく変化する中で、当社が提供しているコンテンツをユーザーが安心安全に利用できる環境を整備することが重要な課題であると考えております。そのため、モバイルオンラインゲーム領域においては、一般社団法人日本オンラインゲーム協会に加盟し、消費者保護の観点から業界各社との連携や情報交換を図っております。あわせて、「資金決済に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を遵守することで、健全な環境の整備に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 13 期 2020年 4 月期 | 第 14 期 2021年 4 月期 | 第 15 期 2022年 4 月期 | 第 16 期 (当連結会計年度) 2023年 4 月期 |
|--|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 19,827,695 | 18,628,710 | 18,942,037 | 16,009,705 |
| 経 常 利 益 又 は 経常損失(△) (千円) | 2,124,637 | 6,071,130 | △3,890,047 | △19,048 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期 純 損 失(△) (千円) | 1,757,456 | 1,835,657 | △6,273,694 | 445,933 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純 損 失(△) (円) | 58.32 | 60.73 | △214.07 | 13.83 |
| 総 資 産 (千円) | 20,006,964 | 25,012,295 | 18,362,709 | 26,550,480 |
| 純 資 産 (千円) | 15,169,892 | 17,190,437 | 10,084,362 | 18,664,143 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 470.93 | 535.17 | 316.11 | 459.40 |

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 13 期 2020年 4 月期 | 第 14 期 2021年 4 月期 | 第 15 期 2022年 4 月期 | 第 16 期 (当事業年度) 2023年 4 月期 |
|---|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千 円) | 19,823,394 | 18,493,766 | 18,764,263 | 15,899,705 |
| 経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千 円) | 2,051,569 | 810,755 | △3,136,148 | 811,006 |
| 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千 円) | 2,407,659 | △2,100,650 | △5,383,066 | 862,212 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円) | 79.90 | △69.49 | △183.68 | 26.74 |
| 総 資 産 (千 円) | 20,985,423 | 21,550,699 | 18,379,528 | 25,845,344 |
| 純 資 産 (千 円) | 15,156,832 | 13,038,403 | 6,479,018 | 14,653,215 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円) | 494.35 | 420.53 | 208.91 | 361.74 |

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況 (2023年4月30日現在)

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------------|--------------------|---------|--|
| 株式会社エイリム | 100,745千円 | 100.0% | モバイルオンラインゲームの開発・運営 |
| 株式会社F g G | 10,000千円 | 100.0% | 同上 |
| 株式会社グラムス | 10,000千円 | 100.0% | 同上 |
| gumi Asia Pte. Ltd. | 2,000千シンガポ ールドル | 100.0% | 同上 |
| 台湾谷米數位科技有限公司 | 10,000千台湾 ドル | 100.0% | 同上 |
| 株式会社gumi ventures | 159,350千円 | 100.0% | 投資事業及び投資ファンドの運営 |
| 株式会社gumi X Reality | 100,000千円 | 100.0% | XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発並びにXRに係る投資 |
| Tokyo XR Startups株式会社 | 42,500千円 | 100.0% | XR技術を活用したプロダクト開発を行うスタートアップへの支援等 |
| 株式会社gumi X studio (注1) | 500千円 | 100.0% | XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発 |
| gumi America, Inc. | 11,005千米ドル | 100.0% | XR及びブロックチェーンに係る投資 |
| 株式会社gumi Cryptos | 10,000千円 | 100.0% | ブロックチェーンに関するソフトウェア及びコンテンツの開発並びにブロックチェーンに係る投資 |
| 株式会社gC Labs | 10,000千円 | 100.0% | 投資領域を除くブロックチェーン領域全般の管掌 |
| gC Games Pte. Ltd. (注2) | 100千シンガポ ールドル | 100.0% | ブロックチェーンゲームの開発・配信並びにサービスの提供 |
| gC Incubation Pte. Ltd. | 250千シンガポ ールドル | 100.0% | ブロックチェーン及び暗号資産領域への投資 |

(注) 1. 株式会社gumi X studioは、2023年5月1日付けで、株式会社gC Gamesに商号変更しております。

2. gC Games Pte. Ltd. は2023年5月2日付けで、gC Games Singapore Pte. Ltd. に商号変更しております。

(8) 主要な事業内容 (2023年4月30日現在)

| 事業 | 事業内容 |
|----------------|---|
| モバイルオンラインゲーム事業 | モバイルオンラインゲームの開発・運用 |
| メタバース事業 | ブロックチェーン及びXRに関するハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ及びサービスの開発並びに投資 |

(9) 主要な事業所 (2023年4月30日現在)

① 当社

| | |
|-----|---------|
| 本 社 | 東京都 新宿区 |
|-----|---------|

② 子会社

| | |
|-------------------------|----------------|
| 株式会社 エイリム | 東京都 渋谷区 |
| 株式会社 F g G | 東京都 新宿区 |
| 株式会社 グラムス | 東京都 新宿区 |
| gumi Asia Pte. Ltd. | シンガポール シンガポール市 |
| 台湾谷米數位科技有限公司 | 台湾 台北市 |
| 株式会社 gumi ventures | 東京都 新宿区 |
| 株式会社 gumi X Reality | 東京都 新宿区 |
| Tokyo XR Startups 株式会社 | 東京都 新宿区 |
| 株式会社 gumi X studio | 東京都 新宿区 |
| gumi America, Inc. | アメリカ カリフォルニア州 |
| 株式会社 gumi Cryptos | 東京都 新宿区 |
| 株式会社 gC Labs | 福岡県 福岡市 博多区 |
| gC Games Pte. Ltd. | シンガポール シンガポール市 |
| gC Incubation Pte. Ltd. | シンガポール シンガポール市 |

(10) 使用人の状況（2023年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|----------|-------------|
| モバイルオンラインゲーム事業 | 680名（12） | 103名減 |
| メタバーズ事業 | 86名（1） | 76名増 |
| 全社（共通） | 32名（8） | 2名減 |

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、正社員のほか契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり（ ）内は臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人数を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門及び技術部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|--------|--------|
| 446名（20） | 13名増 | 35歳4ヶ月 | 4年3ヶ月 |

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、正社員のほか契約社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であり（ ）内は臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人数を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2023年4月30日現在)

| 借入先 | 借入残高 |
|-------------|-------------|
| シンジケートローン① | 1,950,780千円 |
| シンジケートローン② | 1,083,420千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,000,000千円 |
| 株式会社徳島大正銀行 | 250,004千円 |
| 株式会社SBI新生銀行 | 84,000千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 83,340千円 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 70,000千円 |

- (注) 1. シンジケートローン①は、株式会社三井住友銀行を幹事とする4社（株式会社三井住友銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社香川銀行）の協調融資によるものです。
2. シンジケートローン②は、株式会社三井住友銀行を幹事とする2社（株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社）の協調融資によるものです。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年12月22日付けの取締役会において、SBIホールディングス株式会社及び株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスとの資本業務提携を行うことを決議いたしました。

SBIホールディングス株式会社は、当社の発行済株式総数の22.45%（取得時における持株比率）を取得し、当社の主要株主である筆頭株主となりました。これにより同社は当社のその他の関係会社となりました。

2. 会社の株式に関する事項（2023年4月30日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 98,878,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 39,481,234株 |
| (3) 株主数 | 17,299名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--------------------------|------------|--------|
| SBIホールディングス株式会社 | 8,800,000株 | 22.29% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 2,688,000株 | 6.81% |
| NEXT BIG THING 株式会社 | 1,400,000株 | 3.55% |
| 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス | 1,180,000株 | 2.99% |
| 國光宏尚 | 1,086,100株 | 2.75% |
| 川本寛之 | 1,075,800株 | 2.72% |
| 楽天証券株式会社 | 818,500株 | 2.07% |
| 本吉誠 | 778,600株 | 1.97% |
| 日本証券金融株式会社 | 766,400株 | 1.94% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 484,300株 | 1.23% |

（注）当社は、自己株式を保有しておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員（当社役員であった者を含む。）
に対し交付した株式の状況
該当事項はございません。

(6) その他株式に関する重要な事項

①2022年12月22日の当社取締役会決議により消却した自己株式

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 消却した株式の種類及び数 | 普通株式 2,101,066株 |
| 2. 消却した日 | 2023年1月11日 |

②新株予約権の行使

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が330,900株、
資本金が130,005千円、資本準備金が130,005千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況（2023年4月30日現在）

| | | 第11回新株予約権 | 第13回新株予約権 | | |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------------|---------------------------|----------|---------|
| 発行決議日 | | 2014年2月19日 | 2014年9月5日 | | |
| 新株予約権の数 | | 42個 | 135個 | | |
| 目的となる株式の種類及び数 | | 普通株式21,000株 | 普通株式67,500株 | | |
| 新株予約権1個当たりの払込金額 | | 無償 | 無償 | | |
| 行使時1株当たりの払込金額 | | 714円 | 1,362円 | | |
| 権利行使期間 | | 自2014年2月21日 至2023年11月20日 | 自2014年9月7日 至2024年5月27日 | | |
| 行使条件 | | (注) 2 | (注) 2 | | |
| 役員 の 保 有 状 況 | 取締役 (監査等委員 を除く) | 新株予約権の数 | 42個 | 新株予約権の数 | 135個 |
| | | 目的となる株式数 | 21,000株 | 目的となる株式数 | 67,500株 |
| | 保有者数 | 1名 (注) 6 | 保有者数 | 2名 (注) 6 | |
| | 取締役 (監査等委員) | 新株予約権の数 | 0個 | 新株予約権の数 | 0個 |
| 目的となる株式数 | | 0株 | 目的となる株式数 | 0株 | |
| 保有者数 | | 0名 | 保有者数 | 0名 | |

| | | 第16回新株予約権 | 第20回新株予約権 | | |
|-----------------------------|-----------------------|---------------------------|----------------------------|----------|----------|
| 発行決議日 | | 2017年7月26日 | 2018年7月27日 | | |
| 新株予約権の数 | | 503個 | 1,000個 | | |
| 目的となる株式の種類及び数 | | 普通株式50,300株 | 普通株式100,000株 | | |
| 新株予約権1個当たりの払込金額 | | 121,900円 (注) 1 | 65,600円 (注) 1 | | |
| 行使時1株当たりの払込金額 | | 1円 | 1円 | | |
| 権利行使期間 | | 自2018年8月10日 至2048年8月9日 | 自2019年8月13日 至2048年8月12日 | | |
| 行使条件 | | (注) 3 | (注) 4 | | |
| 役員 の 保 有 状 況 | 取締役 (監査等委員 を除く) | 新株予約権の数 | 503個 | 新株予約権の数 | 1,000個 |
| | | 目的となる株式数 | 50,300株 | 目的となる株式数 | 100,000株 |
| | 保有者数 | 2名 | 保有者数 | 2名 | |
| | 取締役 (監査等委員) | 新株予約権の数 | 0個 | 新株予約権の数 | 0個 |
| 目的となる株式数 | | 0株 | 目的となる株式数 | 0株 | |
| 保有者数 | | 0名 | 保有者数 | 0名 | |

| | | | |
|-----------------------------|-----------------------|---------------------------|---------|
| | | 第22回新株予約権 | |
| 発行決議日 | | 2020年7月29日 | |
| 新株予約権の数 | | 800個 | |
| 目的となる株式の種類及び数 | | 普通株式80,000株 | |
| 新株予約権1個当たりの払込金額 | | 98,600円(注)1 | |
| 行使時1株当たりの払込金額 | | 1円 | |
| 権利行使期間 | | 自2021年8月1日 至2050年7月31日 | |
| 行使条件 | | (注)5 | |
| 役員 の 保 有 状 況 | 取締役 (監査等委員 を除く) | 新株予約権の数 | 800個 |
| | | 目的となる株式数 | 80,000株 |
| | | 保有者数 | 2名 |
| | 取締役 (監査等委員) | 新株予約権の数 | 0個 |
| | | 目的となる株式数 | 0株 |
| | | 保有者数 | 0名 |

(注) 1. 当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込みは要しません。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ⑤ 新株予約権者は、当社の株式が東京証券取引所に上場後、6ヶ月を経過した後、行使することができる。また、権利行使期間にかかわらず、第11回については2016年2月21日、第13回については2016年9月7日を経過した後、段階的に行使することができる。
- ⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 - ① 新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社または当社関係会社の取締役または従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 - ① 新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 6. 取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。
 - (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年4月30日現在）

| 地位及び担当 | 氏名 | 重要な兼職の状況 |
|----------------|-------|---|
| 代表取締役社長 | 川本寛之 | 株式会社エイリム 取締役 株式会社FgG 代表取締役社長 株式会社グラムス 取締役 gumi Asia Pte. Ltd. Director 台湾谷米數位科技有限公司 董事長 株式会社gumi ventures 代表取締役社長 株式会社gumi X Reality 代表取締役社長 Tokyo XR Startups株式会社 代表取締役社長 株式会社gumi X studio 代表取締役社長 gumi America, Inc. President 株式会社gumi Cryptos 代表取締役社長 株式会社gC Labs 代表取締役社長 gC Games Pte. Ltd. Director gC Incubation Pte. Ltd. Director double_jump.tokyo株式会社 社外取締役 |
| 取締役 | 本吉誠 | 株式会社エイリム 取締役 株式会社グラムス 監査役 株式会社gumi ventures 取締役 株式会社gumi X Reality 監査役 Tokyo XR Startups株式会社 監査役 株式会社gumi Cryptos 監査役 double_jump.tokyo株式会社 社外監査役 |
| 取締役 (監査等委員) | 高橋信太郎 | 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 取締役 株式会社U-POWER 代表取締役社長 ワンメディア株式会社 社外取締役 |
| 取締役 (監査等委員) | 長南伸明 | 株式会社スタジオアタオ 取締役 UUUM株式会社 社外取締役（監査等委員） SFPホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） |
| 取締役 (監査等委員) | 清水健次 | 株式会社Gunosy 社外監査役 清水法律事務所 代表 日本テクノ株式会社 社外監査役 株式会社長越 代表取締役 株式会社アクシージア 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）高橋信太郎氏、長南伸明氏及び清水健次氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）長南伸明氏及び清水健次氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）高橋信太郎氏、長南伸明氏及び清水健次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
5. 株式会社gumi X studioは、2023年5月1日付けで、株式会社gC Gamesに商号変更しております。
6. gC Games Pte. Ltd. は2023年5月2日付けで、gC Games Singapore Pte. Ltd. に商号変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条で定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。ただし、法令違反を認識したうえでの行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | 支給人員 |
|--------------------------------|-------------------------|-------------------------|------------|------------|
| | | 基本報酬 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役) | 123,600千円 (-) | 123,600千円 (-) | -千円 (-) | 2名 (1名) |
| 取締役 (監査等委員) (うち社外取締役) | 24,400千円 (24,400千円) | 24,400千円 (24,400千円) | -千円 (-) | 4名 (4名) |
| 合計 (うち社外取締役) | 148,000千円 (24,400千円) | 148,000千円 (24,400千円) | -千円 (-) | 6名 (4名) |

(注) 当事業年度末現在の監査等委員である取締役の人員は、3名となっております。上記の支給人員と相違しているのは、2022年7月27日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含んでいるためです。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はございません。

③ 業績連動報酬等に関する事項
該当事項はございません。

④ 非金銭報酬等の内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬として、中長期的な業績や株価を通じた企業価値・株主価値の向上を図るため、取締役に対して株式報酬型ストックオプションを導入しております。

当該報酬の内容は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額200百万円以内）とは別枠で、年額100百万円以内（うち社外取締役を除く。）としております。当事業年度において株式報酬型ストックオプションの交付はありません。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2020年7月28日開催の第13回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。取締役（監査等委員を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額は、当該定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、年額100百万円以内（うち社外取締役を除く。）として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は0名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、当該定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について社外役員のみで構成する指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。なお、監査等委員である取締役の報酬等の決定方針につきまして、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の経営に対する独立性を鑑み、固定報酬（金銭）のみとし、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

a. 基本報酬に係る方針

月例の固定報酬とし役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案し、当社で定める報酬テーブルに定めた範囲内で決定するものとする。また、各事業年度に指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

b. 業績連動報酬に関する方針

当社は業績連動報酬を導入していないため現時点で当該方針は定めていない。

c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な業績や株価を通じた企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進することを目的として決定するもの。また、発行する際には都度、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定することとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役位、職責及び個別の業績等を総合的に勘案し指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する事項

取締役の報酬等を与える時期又は条件の決定に関しては以下のとおりとする。

報酬を与える時期

基本報酬 : 任期開始日から任期終了日

非金銭報酬 : 任期開始日から任期終了日

条件の決定

基本報酬 : 任期開始日から最初に到来する取締役会において条件を決定する。

非金銭報酬 : 任期開始日から最初に到来する取締役会において条件を決定する。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬とその他の報酬の配分とする。

取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は当該答申の内容を尊重し決定をしなければならないものとする。なお、株式報酬については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役川本寛之に対し各取締役の基本報酬とその他の報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。

⑧ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く。）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はございません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

- a. 社外取締役（監査等委員）高橋信太郎氏は、株式会社USEN-NEXT HOLDINGSの取締役、株式会社U-POWER代表取締役社長及びワンメディア株式会社の社外取締役であります。当社と株式会社USEN-NEXT HOLDINGS、株式会社U-POWER及びワンメディア株式会社との間には特別の関係はありません。
- b. 社外取締役（監査等委員）長南伸明氏は、株式会社スタジオアタオの取締役、UUUM株式会社の社外取締役（監査等委員）及びSFPホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と株式会社スタジオアタオ、UUUM株式会社及びSFPホールディングス株式会社との間には特別の関係はありません。
- c. 社外取締役（監査等委員）清水健次氏は、株式会社Gunosyの社外監査役、清水法律事務所の代表、日本テクノ株式会社の社外監査役、株式会社社長越の代表取締役及び株式会社アクシージアの社外監査役であります。当社と株式会社Gunosy、清水法律事務所、日本テクノ株式会社、株式会社社長越及び株式会社アクシージアとの間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名 | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|--------------------------|---|
| 高橋 信太郎 取締役 (監査等委員) | 当事業年度において開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。主に企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会において、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会における監督機能を担っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のうち全てに出席し、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。 |
| 長南 伸明 取締役 (監査等委員) | 当事業年度において開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。主に公認会計士として培ってきた知識・見地から、取締役会において、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のうち全てに出席し、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。 |
| 清水 健次 取締役 (監査等委員) | 当事業年度において開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。主に弁護士及び公認会計士として培ってきた知識・見地から、取締役会において、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のうち全てに出席し、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 55百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 56百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、又は当社の会計監査人について、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社の取締役会は監査等委員会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。「内部統制システム構築に関する基本方針」の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、誠実且つ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- (2) 毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- (4) 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- (5) 「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- (6) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- (7) 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- (8) 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、すみやかに必要な研修を実施する。

(運用状況の概要)

- ① 当社は、法令やルールを厳格に遵守し、誠実且つ公平な企業活動を遂行するとともに、企業理念に従った経営の健全性を確保することを目的として「法令遵守に関する行動指針」、「コンプライアンス規程」を制定しています。
- ② 全役職員を対象にコンプライアンス研修（ハラスメント、労働法、内部通報制度、インサイダー取引、知的財産権、下請法等）を開催しています。
- ③ 当社グループ企業の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の必要な評価範囲を決定し、その評価を実施しています。
- ④ 当社は、監査等委員会、内部監査部門等によるモニタリングを通じて、法令義務違反が発生した場合又は発生するおそれのある場合は厳正な調査を行い、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図ることとしています。
- ⑤ 当社は、監査等委員、内部監査室長、人事部長、及び顧問弁護士を構成員とする内部通報窓口を設置し、法令違反についての早期発見とその是正が行われる体制を整備しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- (2) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

(運用状況の概要)

取締役会議事録や重要な会議、稟議書等の取締役の職務執行に関する情報（文書又は電子的記録）は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保管及び管理を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクマネジメント委員会のもと「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- (2) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

(運用状況の概要)

- ① 当社は、「リスク管理規程」に従って、当社の事業の継続性に関わるリスクの識別、分析を行い適切な対応を行っています。
- ② 当社は、「災害・危機管理対策ガイドライン」その他マニュアル等を制定し、有事に備えて会社として対応できる体制を整えています。
- ③ 当社は、リスクマネジメント委員会を四半期に1回以上開催することを原則として、当社グループ内で発生しうるリスクの分析や事前防止策及び発生時の対処方法について協議しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、取締役相互の牽制によるチェック機能を備えた迅速且つ効率的な意思決定を実行する。
- (2) 取締役会を補完する会議体として「常勤役員会」を設置し、迅速且つ臨機応変なる経営判断を可能にする。
- (3) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
- (4) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

(運用状況の概要)

原則として月に1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する事項の決議を行っています。また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」の各規程に定め、業務の組織的且つ能率的な運営を図っています。

5. 当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社の関係会社については、「関係会社管理規程」により所管部署を定め、そこを通じ当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、関係会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
 - (2) 関係会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
 - (3) 関係会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備するほか、各関係会社にリスク管理責任者を配置し、リスクマネジメント委員会がグループ全体のリスクについて総括的に管理を行う。
 - (4) 関係会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。
 - (5) 当社の監査等委員会はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
 - (6) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、関係会社を指導するとともに、関係会社への教育・研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

(運用状況の概要)

- ① 当社グループ経営の適正且つ効率的な運営を目的に、各子会社において法令遵守に関する行動指針や、コンプライアンスに関する事項を規程又は就業規則に定めているほか、子会社での決裁事項についても必要に応じて当社への報告を求めるなど、子会社の適切な管理・指導を行っています。また、子会社の役職員のコンプライアンスに関する相談・通報体制を社内規程に定め、当社に相談・通報の窓口を設けています。
- ② 当社グループは、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との関わりを一切持たないようにすることの周知徹底を図っています。また、当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、特殊暴力に関する情報共有や研修を通じて反社会的勢力排除に向けた意識の醸成に努めています。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会から、監査等委員会が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査等委員会と協議の上、内部監査部門等に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (2) 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査等委員会から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

(運用状況の概要)

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が監査等委員会から命令を受けた場合は、取締役の指揮・命令を受けない体制を確立しています。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 重要会議への出席

監査等委員は、監査等委員会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 取締役の報告義務

- ① 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査等委員会に報告する。
- ② 取締役は監査等委員会に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
 - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
 - ・業績及び業績見通しの内容
 - ・内部監査の内容及び結果
 - ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
 - ・行政処分の内容
 - ・前各号に掲げるもののほか、監査等委員会が求める事項

(3) 使用人による報告

使用人は、監査等委員会に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、関係会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査等委員会に直接報告をすることができる。

- ① 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ② 重大な法令又は定款違反事実

(4) 監査等委員会へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

前項の報告をした当社の取締役・使用人及び、関係会社の取締役・使用人が監査等委員会へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けてはならない。

(運用状況の概要)

- ① 当社は、取締役会及び重要な会議（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会）の構成員に監査等委員を指名し、取締役及び全役職員から報告を受けることができる体制を整備しています。
- ② 当社は、当社及び子会社の役職員のコンプライアンスに関する相談・通報体制を社内規程に定め、当社に相談・通報の窓口を設けており、且つ相談・通報窓口の構成員の連絡先を別途公開し、直接的に相談・通報できる体制を整備しております。また、通報者の保護についても社内規程に定め厳格に運用しております。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等と監査等委員会の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等は、監査等委員会の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査等委員会と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

(2) 外部専門家の起用

監査等委員会が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

(3) 監査等委員会の必要経費

監査等委員会の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

(運用状況の概要)

- ① 当社は、監査等委員会がコンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用することを認めています。
- ② 当社は、会社法第399条の2第4項に従って監査等委員会の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担するものとしています。

連結貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 15,400,024 | 流動負債 | 4,928,702 |
| 現金及び預金 | 10,464,169 | 買掛金 | 401,116 |
| 売掛金及び契約資産 | 1,696,053 | 1年内償還予定の社債 | 160,000 |
| 前払費用 | 557,887 | 1年内返済予定の長期借入金 | 2,126,817 |
| 未収入金 | 1,515,380 | 未払金 | 987,745 |
| 未収還付法人税等 | 20,056 | 未払費用 | 71,042 |
| 暗号資産 | 441,953 | 未払法人税等 | 170,692 |
| その他 | 704,522 | 未払消費税等 | 394,358 |
| 固定資産 | 11,150,456 | 預り金 | 83,039 |
| 有形固定資産 | 166,091 | 賞与引当金 | 74,394 |
| 建物 | 118,516 | その他 | 459,496 |
| 工具、器具及び備品 | 47,575 | 固定負債 | 2,957,634 |
| 無形固定資産 | 4,408,127 | 社債 | 260,000 |
| ソフトウェア | 122,844 | 長期借入金 | 2,394,726 |
| ソフトウェア仮勘定 | 4,284,682 | 資産除去債務 | 87,154 |
| その他 | 600 | 繰延税金負債 | 215,753 |
| 投資その他の資産 | 6,576,237 | 負債合計 | 7,886,337 |
| 敷金及び保証金 | 201,510 | (純資産の部) | |
| 投資有価証券 | 3,127,451 | 株主資本 | 16,338,306 |
| 関係会社株式 | 208,860 | 資本金 | 13,080,578 |
| その他の関係会社有価証券 | 2,565,378 | 資本剰余金 | 5,029,958 |
| 繰延税金資産 | 94,942 | 利益剰余金 | △1,772,230 |
| その他 | 378,093 | その他の包括利益累計額 | 1,799,217 |
| 資産合計 | 26,550,480 | その他有価証券評価差額金 | 1,058,092 |
| | | 為替換算調整勘定 | 741,125 |
| | | 新株予約権 | 371,271 |
| | | 非支配株主持分 | 155,347 |
| | | 純資産合計 | 18,664,143 |
| | | 負債・純資産合計 | 26,550,480 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年5月1日から
2023年4月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------------|------------|
| 売上高 | 16,009,705 |
| 売上原価 | 12,576,117 |
| 売上総利益 | 3,433,588 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,986,404 |
| 営業利益 | 447,184 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息及び配当金 | 1,087 |
| 投資事業組合運用益 | 41,524 |
| 補助金収入 | 11,561 |
| 持分法による投資利益 | 61,073 |
| その他 | 17,330 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 50,061 |
| 為替差損 | 97,538 |
| 株式交付費 | 59,933 |
| 暗号資産評価損 | 344,261 |
| その他 | 47,015 |
| 経常損失(△) | 598,809 |
| 特別利益 | |
| 投資有価証券売却益 | 352,177 |
| 関係会社清算益 | 16,316 |
| 新株予約権戻入益 | 2,072 |
| 特別損失 | |
| 投資有価証券評価損 | 204,922 |
| 関係会社株式評価損 | 254,653 |
| 税金等調整前当期純損失(△) | 459,575 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 68,925 |
| 法人税等調整額 | △300,013 |
| 当期純利益 | △108,057 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△) | 123,030 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | △322,903 |
| | 445,933 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から)
(2023年4月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-----------------------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2022年5月1日残高 | 9,417,653 | 3,425,432 | △2,218,164 | △2,058,370 | 8,566,551 |
| 連結会計年度 中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 3,662,925 | 3,662,925 | | | 7,325,850 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | 445,933 | | 445,933 |
| 自己株式の取得 | | | | △29 | △29 |
| 自己株式の消却 | | △2,058,399 | | 2,058,399 | － |
| 株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額) | | | | | － |
| 連結会計年度 中の変動額合計 | 3,662,925 | 1,604,525 | 445,933 | 2,058,370 | 7,771,754 |
| 2023年4月30日残高 | 13,080,578 | 5,029,958 | △1,772,230 | － | 16,338,306 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-----------------------------------|------------------|--------------|-------------------|---------|----------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | その他の包括利益 累計額合計 | | | |
| 2022年5月1日残高 | 71,151 | 583,300 | 654,451 | 385,108 | 478,251 | 10,084,362 |
| 連結会計年度 中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | 7,325,850 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | | | | 445,933 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △29 |
| 自己株式の消却 | | | | | | － |
| 株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額) | 986,941 | 157,824 | 1,144,765 | △13,836 | △322,903 | 808,025 |
| 連結会計年度 中の変動額合計 | 986,941 | 157,824 | 1,144,765 | △13,836 | △322,903 | 8,579,780 |
| 2023年4月30日残高 | 1,058,092 | 741,125 | 1,799,217 | 371,271 | 155,347 | 18,664,143 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

株式会社エイリム
株式会社FgG
株式会社グラムス
gumi Asia Pte. Ltd.
台湾谷米數位科技有限公司
株式会社gumi ventures
株式会社gumi X Reality
Tokyo XR Startups株式会社
株式会社gumi X studio
gumi America, Inc.
株式会社gumi Cryptos
株式会社gC Labs
gC Games Pte. Ltd.
gC Incubation Pte. Ltd.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

gumi Investment Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社名

VR Fund, L.P.、合同会社gumi Cryptos Capital、gumi Cryptos Capital Fund II Parallel, LP

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

gumi Investment Limited、株式会社ゆにクリエイト、株式会社mikai

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) gumi Cryptos Capital Fund II Parallel, LPの決算日は12月31日ですが、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、Seoul XR Startups, Inc. 他3社の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

3. 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、株式会社gC Labs、gC Games Pte. Ltd. 及びgC Incubation Pte. Ltd. は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、gumi Canada, Inc. 及びgumi Luxembourg Sarl. は清算終了により連結の範囲から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾谷米數位科技有限公司及びgumi ventures 3号投資事業有限責任組合他2社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券 市場価格のない株 …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株 …………… 主として移動平均法による原価法を採用しております。
式等
投資事業有限責任 …………… 入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち持分相当額を加減する方法によっております。
組合等への出資

(2) 暗号資産の評価基準及び評価方法

- 活発な市場が存在するもの …………… 期末日の市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額としております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | 7～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金…………… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費…………… 支出時に全額費用処理しております。

社債発行費…………… 支出時に全額費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① ユーザーに対するアイテム課金に係る収益

当社グループは、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを配信しております。多くの場合、ユーザーに対し、ゲームは無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。当該サービスにおいては、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社グループがアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、顧客によるアイテム交換後の利用期間を見積り、当該見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

② ゲームの共同開発・運営企業に対する役務提供に係る収益

当社グループでは、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを他社と共同で開発・運営しております。当該サービスにおいては、顧客である協業企業に対し、当社グループが開発・運営業務等の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。当社グループが顧客から受取る対価は、ユーザーからの課金額に応じて算定され、当社グループから顧客への請求額として確定した時点で収益を認識しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

………… 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①グループ通算制度の適用 …………… グループ通算制度を適用しております。

②連結納税制度からグループ通算制度 …………… 当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方税法並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。）に従っております。

会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 (2023年4月30日) |
|-----------|-------------------------|
| ソフトウェア | 122,844 |
| ソフトウェア仮勘定 | 4,284,682 |

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画における主要な仮定は、見積りの不確実性が高く、回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

当社及び一部の連結子会社は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における暗号資産を保有しております。なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

1. 暗号資産の連結貸借対照表計上額

| | 当連結会計年度 (2023年4月30日) |
|----------|-------------------------|
| 保有する暗号資産 | 441,953 千円 |
| 合計 | 441,953 千円 |

2. 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

(1) 活発な市場が存在する暗号資産

| 種類 | 当連結会計年度 (2023年4月30日) | |
|-------|-------------------------|------------|
| | 保有数 (単位) | 連結貸借対照表計上額 |
| KLAY | 6,747,630 KLAY | 202,733 千円 |
| OAS | 5,245,775 OAS | 63,131 千円 |
| FNCT | 187,707,648 FNCT | 55,186 千円 |
| AVAX | 23,391 AVAX | 53,904 千円 |
| GXE | 7,428,590 GXE | 42,773 千円 |
| TFUEL | 2,260,411 TFUEL | 15,341 千円 |
| ETH | 35 ETH | 8,834 千円 |
| その他 | — | 49 千円 |
| 合計 | — | 441,953 千円 |

(2) 活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 501,773 千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 39,481,234 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------------|-------|----------------|-------|-----------------|----------------|----------------|
| 2023年 7月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 197,406 | 資本剰余金 | 5 | 2023年 4月30日 | 2023年 7月27日 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

| 区分 | 新株予約権の内容 | 新株予約権の目的 となる株式の種類 | 新株予約権の目的 となる株式の数 |
|----|------------|----------------------|---------------------|
| 当社 | 第11回 新株予約権 | 普通株式 | 21,000株 |
| | 第13回 新株予約権 | 普通株式 | 132,500株 |
| | 第16回 新株予約権 | 普通株式 | 50,300株 |
| | 第20回 新株予約権 | 普通株式 | 100,000株 |
| | 第21回 新株予約権 | 普通株式 | 50,000株 |
| | 第22回 新株予約権 | 普通株式 | 80,000株 |
| | 第23回 新株予約権 | 普通株式 | 70,000株 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループでは、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

投資有価証券は、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------------------|----------------|-----------|-------|
| (1) 投資有価証券 | 1,668,973 | 1,668,973 | — |
| 資産計 | 1,668,973 | 1,668,973 | — |
| (2) 社債 (一年内償還予定を含む) | 420,000 | 421,836 | 1,836 |
| (3) 長期借入金 (一年内返済予定を含む) | 4,521,544 | 4,521,544 | — |
| 負債計 | 4,941,544 | 4,943,380 | 1,836 |

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は751,932千円であります。
3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は3,480,784千円であります。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|---------|-----------|------|---------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 1,464,091 | — | — | 1,464,091 |
| 債券 | 4,882 | — | — | 4,882 |
| その他 | — | — | 200,000 | 200,000 |
| 資産計 | 1,468,973 | — | 200,000 | 1,668,973 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|--------------------|------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 社債（1年内償還予定を含む） | — | 421,836 | — | 421,836 |
| 長期借入金（1年内返済予定分を含む） | — | 4,521,544 | — | 4,521,544 |
| 負債計 | — | 4,943,380 | — | 4,943,380 |

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。その他は非上場株式の新株予約権であります。投資時期と連結会計年度末が近く、時価と帳簿価額が近似すると考えて帳簿価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | モバイル オンライン ゲーム事業 | メタバース 事業 | 合計 |
|---------------|------------------------|-------------|------------|
| 国内 | 12,915,794 | 403,913 | 13,319,707 |
| 海外 | 2,555,857 | 7,337 | 2,563,194 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 15,471,651 | 411,250 | 15,882,902 |
| その他の収益 | — | 126,803 | 126,803 |
| 外部顧客への売上高 | 15,471,651 | 538,053 | 16,009,705 |

(注) 1. 収益分解情報は「国内」及び「海外」に区分し、モバイルオンラインゲーム事業においては日本語版タイトルの売上高を「国内」、海外言語版タイトルの売上高を「海外」として記載しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「5. 会計方針に関する事項」の「(6) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|----------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 1,846,901 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 1,659,479 |
| 契約資産 (期首残高) | 6,066 |
| 契約資産 (期末残高) | 36,573 |
| 契約負債 (期首残高) | 380,496 |
| 契約負債 (期末残高) | 447,322 |

契約資産は受託ソフトウェア開発において進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。

契約負債はアイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものの額は380,496千円であります。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び当社グループが保有するIPの各種権利許諾のうち売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めておりません。

| | 当連結会計年度 |
|------|---------|
| 1年以内 | 592,475 |
| 1年超 | 84,214 |
| 合計 | 676,689 |

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 459円40銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 13円83銭 |

重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少)

当社は、2023年6月9日開催の取締役会において、2023年7月26日開催の第16回定時株主総会に資本準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

今回の資本準備金の額の減少は、財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的な資本政策を可能とすることを目的とし、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

① 減少する資本準備金の額

2023年4月30日現在の資本準備金の額4,131,684千円のうち4,131,684千円を減少して、一千円といたします。

② 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の日程

| | |
|------------|----------------|
| 取締役会決議日 | 2023年6月9日 |
| 債権者異議申述最終日 | 2023年7月19日(予定) |
| 株主総会決議日 | 2023年7月26日(予定) |
| 効力発生日 | 2023年7月26日(予定) |

(4) その他重要な事項

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処分であり、当社の純資産額には変動はなく、また、発行済株式総数の変更または払戻し、業績に与える影響はございません。

(会社分割)

当社は、ブロックチェーン等事業を新たな収益の基軸とすべく、積極的な事業展開を図っており、当該事業の収益力の拡大を図るにあたっては、コンテンツ開発やノード運営もさることながら、提携先との更なる事業連携等も機動的に推進していく必要があります。こうした状況下において、ファンド投資を除くブロックチェーン等事業全般を管掌する新会社として株式会社gC Labsを2023年3月15日に設立いたしました。

今般、新設会社の設立が完了したため、当社が有するgC Games Pte. Ltd.を海外における事業推進拠点として位置付け、gC Games Singapore Pte. Ltd.に商号変更のうえ吸収分割の手法を用いて同社株式を新設会社に承継させること（以下、「第一会社分割」）、株式会社gumi X Realityが有する株式会社gumi X studioを日本における事業推進拠点として位置付け、株式会社gC Gamesに商号変更のうえ吸収分割の手法を用いて同社株式を新設会社に承継させること（以下、「第二会社分割」）を2023年5月1日に行いました。これにより、経営責任の明確化、経営判断の迅速化を実現することで、当社グループの更なる企業価値の向上を目指してまいります。

I 第一会社分割

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業名称 株式管理事業

事業内容 ブロックチェーン等事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動等の支配、管理並びにそれに附帯関連する一切の事業等

(2) 企業結合日 2023年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社gC Labsを承継会社とする簡易吸収分割です。

(4) 結合後企業の名称 株式会社gC Labs

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社gC Labsは、当社が株式管理事業に関して有するgC Games Singapore Pte. Ltd.（旧gC Games Pte. Ltd.）の株式すべての権利を承継いたします。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。

Ⅱ 第二会社分割

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業名称 株式管理事業

事業内容 ブロックチェーン等事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動等の支配、管理並びにそれに附帯関連する一切の事業等

(2) 企業結合日 2023年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社gumi X Realityを分割会社とし、株式会社gC Labsを承継会社とする吸収分割です。

(4) 結合後企業の名称 株式会社gC Labs

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社gC Labsは、株式会社gumi X Realityが株式管理事業に関して有する株式会社gC Games（旧株式会社gumi X studio）の株式すべての権利を承継いたします。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。

貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 12,289,741 | 流動負債 | 4,973,639 |
| 現金及び預金 | 7,974,330 | 買掛金 | 551,020 |
| 売掛金及び契約資産 | 1,811,042 | 1年以内償還予定の社債 | 160,000 |
| 前払費用 | 483,014 | 1年内返済予定の長期借入金 | 2,126,817 |
| 未収入金 | 1,602,285 | 未払金 | 897,901 |
| 立替金 | 51,554 | 未払費用 | 116,329 |
| 未収還付法人税等 | 9 | 未払法人税等 | 95,874 |
| 暗号資産 | 26,662 | 未払消費税等 | 390,361 |
| その他 | 372,913 | 預り金 | 80,858 |
| 貸倒引当金 | △32,069 | 賞与引当金 | 37,596 |
| | | その他 | 516,880 |
| 固定資産 | 13,555,603 | 固定負債 | 6,218,490 |
| 有形固定資産 | 95,121 | 社債 | 260,000 |
| 建物 | 61,469 | 長期借入金 | 2,394,726 |
| 工具、器具及び備品 | 33,651 | 関係会社長期借入金 | 3,501,439 |
| 無形固定資産 | 4,365,654 | 資産除去債務 | 62,324 |
| ソフトウェア | 73,645 | 負債合計 | 11,192,129 |
| ソフトウェア仮勘定 | 4,291,409 | (純資産の部) | |
| その他 | 600 | 株主資本 | 14,281,943 |
| 投資その他の資産 | 9,094,827 | 資本金 | 13,080,578 |
| 敷金及び保証金 | 174,192 | 資本剰余金 | 5,749,087 |
| 投資有価証券 | 220,000 | 資本準備金 | 4,131,684 |
| 関係会社株式 | 5,613,050 | その他資本剰余金 | 1,617,403 |
| その他の関係会社有価証券 | 4,156 | 利益剰余金 | △4,547,722 |
| 関係会社長期貸付金 | 2,376,284 | 利益準備金 | 30,220 |
| 繰延税金資産 | 335,734 | その他利益剰余金 | △4,577,943 |
| その他 | 371,409 | 繰越利益剰余金 | △4,577,943 |
| | | 新株予約権 | 371,271 |
| 資産合計 | 25,845,344 | 純資産合計 | 14,653,215 |
| | | 負債・純資産合計 | 25,845,344 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年5月1日から
2023年4月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|----------|------------|
| 売 上 高 | | 15,899,705 |
| 売 上 原 価 | | 12,729,066 |
| 売 上 総 利 益 | | 3,170,639 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 2,998,739 |
| 営 業 利 益 | | 171,899 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 911,989 | |
| 経 営 指 導 料 | 23,800 | |
| 暗 号 資 産 評 価 益 | 2,044 | |
| そ の 他 | 9,488 | 947,323 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 100,876 | |
| 株 式 交 付 費 | 59,933 | |
| 為 替 差 損 | 98,570 | |
| そ の 他 | 48,834 | 308,216 |
| 経 常 利 益 | | 811,006 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 4,096 | |
| 債 務 免 除 益 | 38,303 | |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益 | 2,072 | 44,472 |
| 特 別 損 失 | | |
| 関 係 会 社 清 算 損 | 21,552 | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 173,903 | 195,456 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 660,022 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △123,516 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △78,673 | △202,190 |
| 当 期 純 利 益 | | 862,212 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から)
(2023年4月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|---------------------------|------------|-----------|--------------------|------------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 金 剰 余 | 資 本 剰 余 金 計 合 |
| 2022年5月1日残高 | 9,417,653 | 468,759 | 3,675,803 | 4,144,562 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 | 3,662,925 | 3,662,925 | | 3,662,925 |
| 当期純利益 | | | | - |
| 自己株式の取得 | | | | - |
| 自己株式の消却 | | | △2,058,399 | △2,058,399 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の当期変動額(純額) | | | | - |
| 事業年度中の変動額合計 | 3,662,925 | 3,662,925 | △2,058,399 | 1,604,525 |
| 2023年4月30日残高 | 13,080,578 | 4,131,684 | 1,617,403 | 5,749,087 |

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|-----------|-----------------|------------------|------------|----------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
| | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計 合 | | |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | |
| 2022年5月1日残高 | 30,220 | △5,440,156 | △5,409,935 | △2,058,370 | 6,093,910 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | 7,325,850 |
| 当期純利益 | | 862,212 | 862,212 | | 862,212 |
| 自己株式の取得 | | | | △29 | △29 |
| 自己株式の消却 | | | | 2,058,399 | - |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の当期変動額(純額) | | | | | - |
| 事業年度中の変動額合計 | - | 862,212 | 862,212 | 2,058,370 | 8,188,033 |
| 2023年4月30日残高 | 30,220 | △4,577,943 | △4,547,722 | - | 14,281,943 |

| | 新 株 予 約 権 | 純 合 資 産 計 |
|---------------------------|-----------|------------|
| 2022年5月1日残高 | 385,108 | 6,479,018 |
| 事業年度中の変動額 | | |
| 新株の発行 | | 7,325,850 |
| 当期純利益 | | 862,212 |
| 自己株式の取得 | | △29 |
| 自己株式の消却 | | - |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の当期変動額(純額) | △13,836 | △13,836 |
| 事業年度中の変動額合計 | △13,836 | 8,174,197 |
| 2023年4月30日残高 | 371,271 | 14,653,215 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券 市場価格のない株式 …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - 等以外のもの
 - 市場価格のない株式 …………… 主として移動平均法による原価法を採用しております。
 - 等
 - 投資事業有限責任組合等への出資 …………… 入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によるおります。

2. 暗号資産の評価基準及び評価方法

活発な市場が存在するもの …………… 期末日の市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額としております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） …………… 主に定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | 7～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |

無形固定資産（リース資産を除く） …………… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によるおります。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費 …………… 支出時に全額費用処理しております。

社債発行費 …………… 支出時に全額費用処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① ユーザーに対するアイテム課金に係る収益

当社は、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを配信しております。多くの場合、ユーザーに対し、ゲームは無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。当該サービスにおいては、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、顧客によるアイテム交換後の利用期間を見積り、当該見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

② ゲームの共同開発・運営企業に対する役務提供に係る収益

当社では、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを他社と共同で開発・運営しております。当該サービスにおいては、顧客である協業企業に対し、当社が開発・運営業務等の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。当社が顧客から受取る対価は、ユーザーからの課金額に応じて算定され、当社から顧客への請求額として確定した時点で収益を認識しております。

7. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

………… 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. その他計算書類の作成のための重要な事項

- ①グループ通算制度の適用 …………… グループ通算制度を適用しております。
- ②連結納税制度からグループ通算制度へ …………… 当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。）に従っております。

会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

| | 当事業年度 |
|-----------|-----------|
| ソフトウェア | 73,645 |
| ソフトウェア仮勘定 | 4,291,409 |

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画における主要な仮定は、見積りの不確実性が高く、回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

当社は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における暗号資産を保有しております。なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

1. 暗号資産の貸借対照表計上額

| | 当事業年度 (2023年4月30日) |
|----------|-----------------------|
| 保有する暗号資産 | 26,662 千円 |
| 合計 | 26,662 千円 |

2. 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

(1) 活発な市場が存在する暗号資産

| 種類 | 当事業年度 (2023年4月30日) | |
|------|-----------------------|-----------|
| | 保有数 (単位) | 貸借対照表計上額 |
| FNCT | 60,470,767 FNCT | 17,778 千円 |
| ETH | 35 ETH | 8,834 千円 |
| その他 | — | 49 千円 |
| 合計 | — | 26,662 千円 |

(2) 活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

| | |
|-------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 267,763 千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 679,284 千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 490,237 千円 |

損益計算書に関する注記

| | |
|--------------|--------------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| ① 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 9,732 千円 |
| 仕入高 | 3,173,770 千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 898,752 千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 1,024,854 千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 一株 |

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------------|---------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 26,837 千円 |
| 未払事業所税 | 2,275 千円 |
| 賞与引当金 | 11,513 千円 |
| 未払金 | 180,778 千円 |
| 棚卸資産 | 9,372 千円 |
| 減価償却超過額 | 1,705,850 千円 |
| 資産除去債務 | 17,555 千円 |
| 株式報酬費用 | 113,609 千円 |
| 投資有価証券評価損 | 201,125 千円 |
| 関係会社株式評価損 | 217,007 千円 |
| 繰越欠損金 | 1,254,059 千円 |
| その他 | 45,879 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 3,785,863 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △1,254,059 千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △2,178,505 千円 |
| 評価性引当額小計 | △3,432,565 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 353,298 千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △17,555 千円 |
| その他 | △8 千円 |
| 繰延税金負債合計 | △17,563 千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 335,734 千円 |

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----------|-----------------|-------|------------|-------------------------|-------------------|-----------|-------------|-----------|----|----------|
| その他の関係会社 | SBIホールディングス株式会社 | 東京都港区 | 139,272百万円 | 株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等 | (被所有)直接22.29 | 資本業務提携 | 第三者割当増資(注1) | 6,230,400 | — | — |

(注) 1. 当社の行った第三者割当増資を1株につき708円で引き受けたものであります。

2. 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---------------------------|---------------------------|------------------------|---|-------------------------------|-------------------------------|---|--|---------------------------|-------------------------|
| 子会社 | 株式会社 エイリム | 東京都 渋谷区 | 100,745 千円 | モバイル オンライン ゲームの 開発・運営 | (所有) 直接100.0 | ゲーム開 発・運営の 委託等 役員の兼任 | 資金の借入 利息の支払 (注1) | 150,000 6,617 | 関係会社 長期借入金 未払費用 | 650,000 21,188 |
| 子会社 | 株式会社 グラムス | 東京都 新宿区 | 10,000 千円 | モバイル オンライン ゲームの 開発・運営 | (所有) 直接100.0 | ゲーム開 発・運営の 委託等 役員の兼任 | 資金の借入 利息の支払 (注1) | 240,000 1,999 | 関係会社 長期借入金 未払費用 | 340,000 2,303 |
| 子会社 | gumi Asia Pte. Ltd. | シンガポ ール シンガポ ール市 | 2,000千 シンガポ ールドル | モバイル オンライン ゲームの 開発・運営 | (所有) 直接100.0 | ゲーム開 発・運営の 委託等 役員の兼任 | 資金の借入 資金の返済 利息の支払 (注1) 配当金の 受取 (注3) | 197,200 745,735 8,829 895,680 | — — — — | — — — — |
| 子会社 | 株式会社 gumi ventures | 東京都 新宿区 | 159,350 千円 | 投資事業 及び投資フ ァンドの運 営 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任 | 資金の借入 利息の支払 (注1) | 130,000 14,366 | 関係会社 長期借入金 未払費用 | 1,280,000 24,725 |
| 子会社 | 株式会社 gumi X Reality | 東京都 新宿区 | 100,000 千円 | XRに関する ハードウエ ア、ソフト ウェア及び コンテンツ の開発 並びにXRに 係る投資 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任 | 資金の貸付 利息の受取 (注2) | 407,910 6,331 | 関係会社 長期貸付金 未収収益 | 957,910 11,199 |
| 子会社 | 株式会社 gumi X studio | 東京都 新宿区 | 500 千円 | XRに関する ハードウエ ア、ソフト ウェア及び コンテンツ の開発 | (所有) 間接100.0 | 役員の兼任 | 資金の借入 資金の返済 利息の支払 (注1) | 15,000 360,000 4,175 | 関係会社 長期借入金 未払費用 | 35,000 462 |

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|-------------------------|----------------------|--------------|--|-------------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|-------------------|
| 子会社 | gumi America, Inc. | アメリカカリフォルニア州 | 11,005千米ドル | XR及びブロックチェーンに係る投資 | (所有)間接100.0 | 役員 の兼任 | 資金の借入 資金の返済 利息の支払(注1) | 552,332 335,230 9,113 | 関係会社 長期借入金 未払費用 | 791,367 8,821 |
| 子会社 | 株式会社gumi Cryptos | 東京都新宿区 | 10,000千円 | ブロックチェーンに関するソフトウェア及びコンテンツの開発並びにブロックチェーンに係る投資 | (所有)直接100.0 | 役員 の兼任 | 資金の貸付 利息の受取(注2) | 192,959 9,923 | 関係会社 長期貸付金 未収収益 | 851,563 15,016 |
| 子会社 | gC Incubation Pte. Ltd. | シンガポール シンガポール市 | 250千シンガポールドル | ブロックチェーン及び暗号資産領域への投資 | (所有)直接100.0 | 役員 の兼任 | 資金の貸付(注2) | 516,583 | 関係会社 長期貸付金 | 516,751 |
| 子会社 | gumi Canada, Inc. | カナダ ブリティッシュコロンビア州 | 300千加ドル | モバイルオンラインゲームの開発 | (所有)直接100.0 | 役員 の兼任 | ゲーム開発の委託等に関する債務の免除(注4) | 38,303 | - | - |

- (注) 1. 借入金の金利につきましては、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
2. 貸付金の金利につきましては、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
3. 配当金の金額につきましては、経営環境を勘案して合理的に決定しております。
4. ゲーム開発の委託等で発生した債務について、gumi Canada, Inc. の解散・清算手続きに伴い同社より債務免除を受け、当社は債務免除益38,303千円を計上しております。
5. gumi Canada, Inc. は、清算結了のため関連当事者に該当しないこととなりましたので、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。なお、議決権等の被所有割合は、清算結了直前の被所有割合を記載しております。

3. 役員及び個人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称又は氏名 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|------------|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------|----------|----|----------|
| 役員 | 川本 寛之 | - | 当社 代表取締役 社長 | (被所有) 直接2.72 | 当社 代表取締役 社長 | ストック オプションの 権利行使 | 48,000 | - | - |

- (注) 1. ストック・オプションの権利行使は、権利付与時の契約によっております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 361円74銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 26円74銭 |

重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少)

当社は、2023年6月9日開催の取締役会において、2023年7月26日開催の第16回定時株主総会に資本準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

今回の資本準備金の額の減少は、財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的な資本政策を可能とすることを目的とし、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

① 減少する資本準備金の額

2023年4月30日現在の資本準備金の額4,131,684千円のうち4,131,684千円を減少して、一千円といたします。

② 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の日程

| | |
|------------|----------------|
| 取締役会決議日 | 2023年6月9日 |
| 株主総会決議日 | 2023年7月26日 |
| 債権者異議申述最終日 | 2023年7月19日(予定) |
| 効力発生日 | 2023年7月26日(予定) |

(4) その他重要な事項

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処分であり、当社の純資産額には変動はなく、また、発行済株式総数の変更または払戻し、業績に与える影響はございません。

(会社分割)

当社は、ブロックチェーン等事業を新たな収益の基軸とすべく、積極的な事業展開を図っており、当該事業の収益力の拡大を図るにあたっては、コンテンツ開発やノード運営もさることながら、提携先との更なる事業連携等も機動的に推進していく必要があります。こうした状況下において、ファンド投資を除くブロックチェーン等事業全般を管掌する新会社として株式会社gC Labsを2023年3月15日に設立いたしました。

今般、新設会社の設立が完了したため、当社が有するgC Games Pte. Ltd.を海外における事業推進拠点として位置付け、gC Games Singapore Pte. Ltd.に商号変更のうえ吸収分割の手法を用いて同社株式を新設会社に承継させること（以下、「第一会社分割」）、株式会社gumi X Realityが有する株式会社gumi X studioを日本における事業推進拠点として位置付け、株式会社gC Gamesに商号変更のうえ吸収分割の手法を用いて同社株式を新設会社に承継させること（以下、「第二会社分割」）を2023年5月1日に行いました。これにより、経営責任の明確化、経営判断の迅速化を実現することで、当社グループの更なる企業価値の向上を目指してまいります。

I 第一会社分割

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業名称 株式管理事業

事業内容 ブロックチェーン等事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動等の支配、管理並びにそれに附帯関連する一切の事業等

(2) 企業結合日 2023年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社gC Labsを承継会社とする簡易吸収分割です。

(4) 結合後企業の名称 株式会社gC Labs

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社gC Labsは、当社が株式管理事業に関して有するgC Games Singapore Pte. Ltd.（旧gC Games Pte. Ltd.）の株式すべての権利を承継いたします。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。

Ⅱ 第二会社分割

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業名称 株式管理事業

事業内容 ブロックチェーン等事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動等の支配、管理並びにそれに附帯関連する一切の事業等

(2) 企業結合日 2023年5月1日

(3) 企業結合の法的形式 株式会社gumi X Realityを分割会社とし、株式会社gC Labsを承継会社とする吸収分割です。

(4) 結合後企業の名称 株式会社gC Labs

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社gC Labsは、株式会社gumi X Realityが株式管理事業に関して有する株式会社gC Games（旧株式会社gumi X studio）の株式すべての権利を承継いたします。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月21日

株式会社 g u m i
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤直人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中計士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社gumiの2022年5月1日から2023年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社gumi及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月21日

株式会社 g u m i
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤直人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中計士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 g u m i の2022年5月1日から2023年4月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月21日

株式会社 g u m i 監査等委員会

監査等委員 高 橋 信太郎 ㊟

監査等委員 長 南 伸 明 ㊟

監査等委員 清 水 健 次 ㊟

(注) 監査等委員全員は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、2023年4月期において、4,577,943,557円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。

つきましては、この繰越利益剰余金の欠損を填補し財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的な資本政策を可能とするため、以下のとおり資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を実施したいと存じます。

なお、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分は、貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じさせるものではありません。

1. 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金4,131,684,250円のうち、全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 4,131,684,250円

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2023年7月26日

2. 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、上記1.の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本準備金の額の減少後のその他資本剰余金のうち4,547,722,926円を繰越利益剰余金に振り替え、同額分の繰越利益剰余金の欠損を填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 4,547,722,926円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,547,722,926円

(3) 剰余金の処分の効力発生日

2023年7月26日

第2号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社の配当方針につきましては、株主資本を充実させて財務基盤の安定・強化を図り、成長投資に積極的に振り向ける一方、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し安定的かつ継続的な株主利益還元を図ることを資本政策の基本方針としております。

第16期の期末配当につきましては、第1号議案「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」が原案どおり承認可決されること及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件とし、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円
配当総額197,406,170円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年7月27日

なお、配当原資については、その他資本剰余金とすることを予定しております。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| (目的) | (目的) |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1. インターネット・コンテンツ及びシステムの企画、開発、制作、販売、 <u>運用</u> | 1. インターネット・コンテンツ及びシステムの企画、開発、制作、 <u>配信</u> 、販売、 <u>運営及び管理</u> |
| 2. コンピューターシステム及びソフトウェアの企画、開発、制作、販売 | 2. コンピューターシステム及びソフトウェアの企画、開発、制作、 <u>配信</u> 、販売、 <u>運営及び管理</u> |
| 3. ～5. (条文省略) | 3. ～5. (現行どおり) |
| 6. 商品に関する調査、企画、開発、 <u>コンサルティング</u> 及び販売 | 6. 商品に関する調査、企画、開発及び販売 |
| 7. 情報通信システム、情報ネットワークの設計、 <u>運用</u> | 7. 情報通信システム、情報ネットワークの設計、 <u>運営及び運用</u> |
| 8. ～14. (条文省略) | 8. ～14. (現行どおり) |
| 15. 仮想通貨の企画、開発、発行及び管理 | 15. 暗号資産の企画、開発、発行及び管理 |
| 16. <u>仮想通貨交換業</u> | 16. <u>資金決済に関する法律</u> (以下「 <u>資金決済法</u> 」という。)に基づく暗号資産交換業 |
| 17. <u>資金決済に関する法律</u> に基づく前払式支払手段の企画、開発、発行及び管理 | 17. <u>資金決済法</u> に基づく前払式支払手段の企画、開発、発行及び管理 |
| 18. 資金移動業 | 18. <u>資金決済法</u> に基づく資金移動業 |
| 19. 仮想通貨、仮想通貨交換業運営及び資金移動業運営に関するシステムの企画、開発、制作及び販売 | 19. 暗号資産、暗号資産交換業の運営及び資金移動業の運営に関するシステムの企画、開発、制作及び販売 |

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>20. (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>21. 仮想通貨に関する調査、研究及び情報提供</p> <p>22. 仮想通貨、トークン又はそれらに類似するものに対する投資</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>23. 前各号に関するコンサルティング</p> <p>24. 各種商品及び各種サービスの企画・製造・販売</p> <p>25. 前各号に付帯する一切の業務</p> | <p>20. (現行どおり)</p> <p>21. <u>ブロックチェーン技術を利用したデジタルコンテンツ、資産等</u>（以下「<u>デジタルコンテンツ等</u>」という。）の企画、開発、制作、配信及び販売</p> <p>22. <u>ゲームアプリケーション及びデジタルコンテンツ等に関するプラットフォームの運営</u></p> <p>23. <u>収納代行業務</u></p> <p>24. <u>暗号資産に関する調査、研究及び情報提供</u></p> <p>25. <u>暗号資産、トークン又はそれらに類似するものに対する投資</u></p> <p>26. <u>暗号資産のマイニング及びブロックチェーンの検証又は認証</u></p> <p>27. <u>金融商品及び暗号資産関連商品の企画及び開発</u></p> <p>28. <u>金融商品取引法に基づく金融商品取引業</u></p> <p>29. <u>各種メディア事業の企画、開発及び運営</u></p> <p>30. 前各号に関するコンサルティング</p> <p>31. 各種商品及び各種サービスの企画・製造・販売</p> <p>32. 前各号に付帯する一切の業務</p> |

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案においては同じ。）全員（2名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案について、社外役員で構成される指名・報酬委員会の答申を経ており、監査等委員会において検討がされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | フリ 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------------------|---|-------------|
| 1 | かわもと ひろゆき 川本 寛之 (1979年3月23日) | 2002年4月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2008年4月 新規事業投資株式会社（現DBJキャピタル株式会社）出向 2011年8月 当社入社 執行役員 2011年11月 当社取締役 2016年3月 当社代表取締役副社長 2018年7月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職） 株式会社エイリム 取締役 株式会社FgG 代表取締役社長 株式会社グラムス 取締役 gumi Asia Pte. Ltd. Director 台湾谷米數位科技有限公司 董事長 株式会社gumi ventures 代表取締役社長 株式会社gumi X Reality 代表取締役社長 Tokyo XR Startups株式会社 代表取締役社長 株式会社gC games 代表取締役社長 gumi America, Inc. President 株式会社gumi Cryptos 代表取締役社長 株式会社gC Labs 代表取締役社長 gC Games Singapore Pte. Ltd. Director gC Incubation Pte. Ltd. Director double_jump.tokyo株式会社 社外取締役 | 1,075,800株 |
| 2 | もとよし まこと 本吉 誠 (1983年1月21日) | 2007年4月 株式会社新生銀行（現SBI新生銀行）入行 2012年7月 当社出向 2014年2月 当社入社 2014年7月 当社執行役員 2016年7月 当社取締役（現任） （重要な兼職） 株式会社エイリム 取締役 株式会社グラムス 監査役 株式会社gumi ventures 取締役 株式会社gumi X Reality 監査役 Tokyo XR Startups株式会社 監査役 株式会社gumi Cryptos 監査役 double_jump.tokyo株式会社 社外監査役 | 778,600株 |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各取締役候補者の「所有する当社の株式の数」は、2023年4月30日現在のものです。
3. 川本寛之氏を取締役候補者とした理由
川本寛之氏は金融機関在職時における専門知識や豊富な実務経験に加え、会計、IR、M&A、財務戦略、内部統制等のコーポレート全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。
4. 本吉誠氏を取締役候補者とした理由
本吉誠氏は金融機関在職時における専門知識や豊富な実務経験に加え、当社グループにおける国内外の事業、財務戦略、投資業務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任監査等委員である取締役高橋信太郎氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| ふり 氏 (生 年 月 日) | がな 名 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式の数 |
|-----------------------------------|---|---------------------|
| おがわ ひろゆき 小川 裕之 (1975年4月4日生) | 1998年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2005年11月 伊藤忠商事株式会社 入社 2012年10月 GMOクリックホールディングス株式会社(現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社) 経営企画部長 2012年11月 FXプライム株式会社(現株式会社FXプライムbyGMO) 取締役 2013年7月 株式会社SBI証券入社 2014年1月 株式会社SBI証券 経営企画部長 2015年6月 株式会社SBI証券 執行役員経営企画部長 2015年10月 SBIウエルス・パートナー株式会社 取締役 2017年4月 株式会社SBIプロセス・イノベーター(現株式会社SBIビジネスサービス) 取締役(現任) 2017年6月 株式会社SBI証券 取締役 2017年10月 株式会社SBIプロセス・イノベーター 取締役 SBIパーチャル・カレンシーズ株式会社 取締役 2017年10月 SBI Capital Base株式会社(現SBIエクイティクラウド株式会社) 取締役 2018年6月 株式会社SBIアジャイル 取締役 SBIビーエス株式会社 取締役(現任) SBIビジネスサポート株式会社(現SBIビジネス・イノベーター株式会社) 取締役(現任) 2018年10月 株式会社SBIネオモバイル証券準備会社(現株式会社SBIネオモバイル証券) 代表取締役社長(現任) 2020年6月 SBI e-Sports株式会社 代表取締役会長(現任) 株式会社SBI証券 常務取締役 2020年10月 株式会社ライブスター証券(現株式会社SBIネオトレード証券) 代表取締役社長 2020年11月 SBIプライム証券株式会社 取締役(現任) 2020年12月 株式会社BOOSTRY 取締役(現任) 2021年1月 SBI PTSホールディングス株式会社 代表取締役社長(現任) 2021年4月 大阪デジタルエクステンジ株式会社 取締役(現任) 2021年6月 株式会社SBI証券 専務取締役(現任) 2021年12月 SBI VCトレード株式会社 取締役(現任) 2022年6月 株式会社SBIネオトレード証券 代表取締役副会長(現任) 2022年7月 株式会社ビットポイントジャパン 代表取締役会長(現任) 2022年9月 SBIクリプトアセットホールディングス株式会社 取締役(現任) 2022年11月 SBIデジタルハブ株式会社 代表取締役会長兼社長(現任) 2023年2月 SBIシンプレクス・ソリューションズ株式会社 取締役(現任) 2023年4月 株式会社HashHub 取締役会長(現任) | 一株 |

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式の数 |
|-----------------------------------|--|---------------------|
| おがわ ひろゆき 小川 裕之 (1975年4月4日生) | (重要な兼職) 株式会社SBI証券 専務取締役 株式会社SBIネオモバイル証券 代表取締役社長 株式会社SBIネオトレード証券 代表取締役副会長 SBI e-Sports株式会社 代表取締役会長 SBI PTSホールディングス株式会社 代表取締役社長 株式会社ビットポイントジャパン 代表取締役会長 SBIデジタルハブ株式会社 代表取締役会長兼社長 株式会社HashHub 取締役会長 SBIピーエス株式会社 取締役 株式会社SBIビジネスサービス 取締役 SBIビジネス・イノベーター株式会社 取締役 SBIプライム証券株式会社 取締役 株式会社B00STRY 取締役 大阪デジタルエクスチェンジ株式会社 取締役 SBI VCトレード株式会社 取締役 SBIクリプトアセットホールディングス株式会社 取締役 SBIシンプレクス・ソリューションズ株式会社 取締役 | 一株 |

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者が所属する企業を統括するSBIホールディングス株式会社と当社との間では、2022年12月22日付けで締結された資本業務提携契約があります。
2. 監査等委員である取締役候補者の「所有する当社の株式の数」は、2023年4月30日現在のものです。
3. 小川裕之氏は社外取締役候補者であります。
4. 小川裕之氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
 小川裕之氏は株式会社SBI証券の専務取締役であります。SBIホールディングス株式会社と当社との間では資本業務提携契約が締結され、同契約には、SBIホールディングス株式会社が推薦した1名を当社の社外取締役として受け入れる旨の内容及びあります。また、同氏は株式会社三和銀行（現三菱UFJ銀行）や伊藤忠商事株式会社等で数々の事業経験をされ、SBIグループにおかれては数多くの企業の経営をなされています。このような経験と実績は当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社と社外取締役との間では、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。本総会において、候補者の選任が承認された場合は、同様の内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| ふり 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------|--|-------------|
| つがね ようへい 津 金 庸 平 (1981年3月29日) | 2006年12月みずほ監査法人入所 2007年8月新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2017年12月津金庸平公認会計士・税理士事務所設立(現任) 2022年3月株式会社和心 社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職) 津金庸平公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社和心 社外取締役(監査等委員) | 一株 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の「所有する当社の株式の数」は2023年4月30日現在のものです。
3. 津金庸平氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 津金庸平氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
津金庸平氏は公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 津金庸平氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 津金庸平氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、独立役員となる予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿 ホール



- | | | |
|----|---------------------|--------------|
| 交通 | ・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」 | 「A5出口」より徒歩4分 |
| | ・都営地下鉄大江戸線「西新宿五丁目駅」 | 「A1出口」より徒歩5分 |
| | ・東京メトロ丸の内線「西新宿駅」 | 「2番出口」より徒歩7分 |
| | ・JR各線、地下鉄、私鉄各線「新宿駅」 | 「西口」より徒歩13分 |

○駐車場のご用意はいたしていませんので、ご了承くださいませよう
お願い申し上げます。